

評議員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第43条第5項の規定に基づき、評議員及び評議員会に関し、必要な事項を定める。

(評議員の選考及び委嘱)

第2条 各地区会は、地区会会員のうちから評議員1人を会長に推薦する。

2 会長指名の評議員は3人以内とし、会員に限定しない。会長は、その選考について理事会の助言を求めることができる。

3 評議員は、会長が委嘱する。

(評議員の任期及び欠員補充)

第3条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 地区会推薦評議員及び会長指名評議員は、交互に改選する。

3 地区会推薦評議員の欠員補充は当該地区会が、会長指名評議員の欠員補充は会長が行い、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会の組織)

第4条 評議員会は、地区会が推薦する評議員及び会長が指名する評議員で組織する。

(評議員会の任務)

第5条 評議員会は、定款第43条第4項の規定に基づき、本会の中長期的目標及び当面の重要課題について会長の諮問に応じて審議する。

2 評議員会は、役員選挙において、役員選挙管理委員会を組織し、選挙の公平な実施のために会長及び役員選挙管理委員会に対して助言する。

(会議)

第6条 会議は、会長の諮問に応じて、開催する。

2 会議において議長を互選する。議長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 評議員は、評議員総数の3分の1以上により、会議の目的を示して会議の招集を請求することができる。

4 会議には、会長及び専務理事が出席するものとする。会長は、必要に応じて、その他の理事等の出席を求めることができる。

5 会議の書面表決等は、定款第29条の規定を準用する。

(議事録)

第7条 評議員会の議事録は、中央事務局が作成するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この規程の施行に伴い、評議員及び評議員会に関する細則は廃止する。